

関係機関との協議結果

県・市	担当課	意 見	対 応
小山市	総合政策課	指導事項等無し	—
小山市	田園環境都市推進課	指導事項等無し	—
小山市	行政総務課	指導事項等無し	—
小山市	市民生活安心課	<p>交通事故防止対策には十分に配慮してほしい。</p> <p>併せて、付近道路上等において、自転車の駐輪をさせないよう対策をお願いしたい。</p>	<p>多くの来店者が見込まれるオープン時や繁忙期には、交通誘導上重要な箇所に交通誘導員を配置して交通事故の発生防止に努めます。</p> <p>併せて、周辺道路上に不法駐輪がないよう対策を講じてまいります。</p>
小山市	環境課	<p>【資源循環推進係】 一般廃棄物の「もやすしかないごみ」（可燃系廃棄物）については、小山広域保健衛生組合の指定ごみ袋を使用し、小山市が許可した収集運搬業者に引き渡すこと。</p> <p>【環境保全係】 店舗新設時に騒音規制法、振動規制法に基づく特定建設作業を実施する場合は、特定建設作業の開始の7日前までに届出が必要です。 室外機の送風機の定格出力が7.5kW以上のものを設置する場合は、騒音規制法に基づく特定施設に該当するため、特定施設設置工事の30日前に届出が必要です。 届出概要記載のとおり、荷さばき時の騒音等に十分に注意し、周辺の生活環境を損なうことのないよう静穏の保持に努めてください。 周辺住民等から苦情が申し立てられた場合には、誠意をもって対応してください。</p>	<p>一般廃棄物は、小山広域保健衛生組合の指定ごみ袋を使用し、小山市許可収集運搬業者に委託いたします。</p> <p>騒音・振動規制法に基づく特定建設作業を行う際には、作業開始の7日前までに環境課へ届出を行います。</p> <p>騒音規制法に基づく特定施設を設置する場合は、設置工事の30日前までに届出を行います。</p> <p>荷さばき時の騒音等に十分に注意し、周辺の生活環境を損なうことのないよう、静穏の保持に努めます。</p> <p>周辺住民等から苦情等が発生した場合には、発生源対策を含め誠意を持って対応いたします。</p>
小山市	福祉総務課	指導事項等無し	—
小山市	農政課	該当地は、農業振興地域の整備に関する法律（以下、農振法）第6条に基づき県知事が指定する農振地域外であるため、農振法の適用はありません。	—
小山市	治水対策課	指導事項等無し	—
小山市	道路課	<p>土砂搬出入等の車両通行に伴い市道に破損が生じた場合は、速やかに道路管理者に届出をし、指示を受けて、直ちに原形復旧に努めること。</p> <p>道路の清掃・堆積時実施し、地域住民の迷惑にならないよう十分に配慮すること。</p> <p>市道が隣接しておりますので、越境することのないよう注意してください。</p> <p>市道の占用が発生する際は、道路法第32条の申請の必要があります。</p> <p>市道を自費で工事する際（乗り入れ、舗装等）は、道路法第24条の申請が必要となります。</p> <p>開発行為により道路を築造する場合は、都市計画法第32条に伴う協議が必要となります。</p>	<p>土砂搬出入等の車両通行に伴い市道に破損が生じた際には、速やかに道路管理者に届出をし、原形復旧に努めます。</p> <p>地域住民の迷惑にならないよう隨時、道路の清掃を行います。</p> <p>越境することのないよう十分に注意いたします。</p> <p>市道の占有が発生する際には、事前に必要な申請を行います。</p> <p>道路法第24条の申請を行います。</p> <p>申請予定日：令和7年12月1日</p> <p>道路の新設はありません。</p>
小山市	都市計画課	<p>【開発指導係】 屋外広告物を掲出する場合は、栃木県屋外広告物条例に基づく許可を要します。</p>	栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請について、協議を行いました。

		<p>【都市政策係】 建築面積1,000m²超えるため景観法の届出を要します。</p>	<p>協議日：令和7年9月12日</p> <p>協議により景観法に基づく届出を行います。 届出予定日：令和7年11月20日</p>
小山市	建築指導課	指導事項等無し	—
小山市	消防本部 消防総務課	指導事項等無し	—
小山市	教育委員会 こども未来部 こども政策課	指導事項等無し	—
小山市	教育委員会 こども未来部 青少年支援課	指導事項等無し	—
小山市	教育委員会 生涯学習部 生涯学習文化課	指導事項等無し	—
小山市	産業観光部 商業観光課	指導事項等無し	—
栃木県	地域振興課	国土利用計画法第23条第1項に基づく届出の要否について、小山市都市計画課に確認してください。	国土利用計画法第23条第1項に基づく届出の要否について、小山市都市計画課に確認いたしました。土地の売買等は行わないため、届出は不要。 確認日：令和7年10月23日
栃木県	県民協同推進課	<p>酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い、20歳未満の者に販売しないようお願いします。</p> <p>図書類等（DVD・ゲームソフトを含む）を取り扱う場合にはどのような図書類が有害図書類に該当するのかを理解し、有害図書類については、栃木県青少年健全育成条例第22条に基づく区分陳列を実施し、これらを青少年（18歳未満の者）には閲覧・販売等しないでください。また、陳列箇所に有害図書類は青少年に閲覧・販売等できない旨の掲示（大きさ30cm×15cm）を行ってください。</p>	<p>酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行います。</p> <p>図書類等（DVD・ゲームソフトを含む）を取り扱う際には、どのような図書類が有害図書類に該当するのかを理解し、有害図書類については、栃木県青少年健全育成条例第22条に基づく区分陳列を実施し、青少年には閲覧・販売等は行わないよう必要な措置を行います。また、陳列箇所には有害図書類を青少年に閲覧・販売等できない旨の掲示を行います。</p>
栃木県	環境保全課	<p>出店後は清潔保持に努め、周辺住民から苦情が発生した場合には、速やかに対策を講じ、誠意ある対応を行うようお願いします。（回答不要）</p> <p>3,000m²以上の土地の形質変更を行う場合、工事着工30日前までに一定規模以上の土地の形質変更届出が必要になります。所管する小山環境管理事務所環境対策課（0285-22-4309）と協議してください。</p>	<p>3,000m²以上の土地の形質変更を行う際には、小山環境管理事務所環境対策課に届出を行います。</p> <p>届出予定日：令和7年12月1日</p>
栃木県	資源循環推進課	<p>栃木県では令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までを計画期間とする資源循環推進計画を策定し、廃棄物の排出抑制を第一にした上で、リサイクルの促進など、循環型社会の形成を推進するための施策を展開することとしております。</p> <p>出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの削減、エコマークの認定商品等の取扱い拡充及び回収ボックス</p>	食品ロスの削減やエコマークの認定商品の取扱い拡充等、循環型社会の形成に資する取組について検討いたします。

		<p>設置による包装容器の店頭回収等、循環型社会の形成に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。</p> <p>栃木県では令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までを計画期間とする食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロス削減のための施策を総合的に推進することとしております。</p> <p>出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの発生実態や削減の必要性に関する理解を深め、「てまえどり」の積極的周知等により食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用、食品ロス削減に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。</p>	<p>「てまえどり」の周知により食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用等食品ロス削減に取り組んでまいります。</p>
栃木県	交通政策課	<p>新たな店舗のオープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応を御願いします。</p>	<p>オープンに伴って来店車両により周辺道路の交通流に変化が生じ、周辺地域の生活道路ご渋滞等の影響が生じた際には、関係機関と協議を行い、必要な対策を講じてまいります。</p>
栃木県	道路整備課	<p>道路法第十五条（都道府県道の管理）のうち新設、改築の観点から意見なし。</p>	—
栃木県	道路保全課	指導事項なし	—
栃木県	上下水道課	<p>汚水排水計画及び雨水排水計画については、小山市担当課と協議してください。</p>	<p>汚水排水計画及び雨水排水計画については、小山市と協議を行いました。</p> <p>協議日：令和7年5月28日（汚水）</p> <p>協議日：令和7年6月16日（雨水）</p>
栃木県	都市政策課	<p>＜景観づくり担当＞</p> <p>小山市景観計画に基づく行為の届出の要否について、小山市都市計画課と協議してください。</p> <p>（協議先：小山市都市計画課 0285-22-9203）</p> <p>＜開発指導担当＞</p> <p>都市計画法における開発許可等の要否について、小山市都市計画課と協議してください。</p> <p>（協議先：小山市都市計画課 0285-22-9234）</p> <p>＜計画担当＞</p> <p>当該地は「栗宮新都心第一地区計画」の内容に則して立地することが必要になります。詳細については、小山市都市計画課と協議してください。</p> <p>（協議先：小山市都市計画課 0285-22-9203）</p> <p>立地適正化計画に定める都市機能誘導区域外に誘導施設を建築等する場合には届出が必要となりますので、小山市都市計画課と協議してください。</p> <p>（協議先：小山市都市計画課 0285-22-9203）</p> <p>自動車の駐車の用に供する部分の面積が500m²以上の路外駐車場の構造及び設備については、駐車場法第11条の規定に基づく技術的基準の適合義務が生じますので、小山市都市計画課</p>	<p>小山市都市計画課と協議を行い、届出を行います。</p> <p>届出予定日：令和7年11月20日</p> <p>小山市都市計画課と開発許可等の要否について協議を行いました。</p> <p>協議日：令和7年4月23日（開発不要）</p> <p>小山市都市計画課と協議を行い、地区計画による届出を行います。</p> <p>届出予定日：令和7年12月1日</p> <p>小山市都市計画課と立地適正化計画について協議を行い、届出を行います。</p> <p>届出予定日：令和7年12月1日</p> <p>小山市都市計画課と駐車場法施行令に基づく構造・設備基準について確認を行います。</p>

		<p>(駐車場法担当) に確認してください。 (協議先: 小山市都市計画課 0285-22-9203)</p> <p>駐車場の設置にあつては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針(犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針)」に基づく措置を講じるよう努めてください。 (協議先: 小山市都市計画課 0285-22-9203)</p> <p>当該地は栗宮新都心第一土地区画整理事業地内のため、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある建築行為等を行う場合には、土地区画整理事業法第76条の許可が必要となりますので、小山市市街地整備課と協議してください。 (協議先: 小山市市街地整備課 0285-22-9386)</p> <p><盛土安全推進班> 盛土規制法の許可等の要否について、栃木県都市政策課盛土安全推進班と協議してください。 (協議先: 栃木県都市政策課盛土安全推進班 028-623-2801)</p>	<p>栃木県安全で安心なまちづくり推進指針(犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針)を参考に防犯対策に努めてまいります。</p> <p>小山市市街地整備課、土地区画整理事業と協議を行、76条の許可申請を行います。 申請予定日: 令和7年11月20日</p> <p>盛土規制法の許可等の要否について、栃木県都市政策課盛土安全推進班と協議を行います。 協議予定日: 令和7年11月14日</p>
栃木県	都市整備課	意見なし	—
栃木県	建築指導課	<p>建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等について、小山市都市建設部建築指導課(TEL: 0285-22-9233)と協議願います。</p> <p>なお、建築確認申請に関しては、指定確認検査機関との協議でも支障ありません。</p>	<p><各申請等提出先・提出予定日></p> <ul style="list-style-type: none"> ●建築確認申請 提出先: 国際確認検査センター 提出予定日: 令和7年11月1日 ●建築物省エネ法適合判定 提出先: 国際確認検査センター 提出予定日: 令和7年11月15日 ●建設リサイクル法届出 提出先: 小山市 建築指導課 提出予定日: 令和7年12月26日 ●バリアフリー法 該当なし ●栃木県ひとにやさしいまちづくり条例届出 提出先: 小山市 建築指導課 提出予定日: 令和7年12月1日
栃木県	警察本部 交通規制課	令和7年9月24日、事前協議終了。 今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、当課とも再協議願います。	今後、乗入口の位置等に変更が生じた際には、関係機関と再協議いたします。
栃木県	経営支援課	指導事項なし	—